

長野県土地改良事業等補助金交付要領

平成26年3月28日25農整第735号
最終改正 令和8年2月5日7農整第1063号

(趣旨)

第1 この要領は、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び長野県土地改良事業等補助金交付要綱（平成26年3月28日付け25農整第734号。以下「要綱」という。）に基づき、補助事業者が実施する土地改良事業等に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(割当)

第2 知事は、補助事業の実施を適当と認め、補助金の割当の通知又は割当の変更の通知をしようとするときは、土地改良事業等補助金割当（変更）通知書（参考様式第1号）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定)

第3 知事は、規則第4条に規定する補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定すべきと認めたときは、土地改良事業等補助金交付決定通知書（参考様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

(変更交付決定等)

第4 知事は、要綱第7第1項第1号の書類の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、次の各号の区分に従い、当該各号に定める書類により、補助事業者に通知するものとする。

(1) 要綱第7第1項第1号の場合

土地改良事業等補助金変更交付決定（承認）通知書（参考様式第3号）

(2) 要綱第7第1項第2号の場合

土地改良事業等中止（廃止、完了期限延長）承認通知書（参考様式第4号）

(3) 要綱第7第1項第3号の場合

土地改良事業等補助金繰越承認通知書（参考様式第5号）

(補助事業の状況確認等)

第5 知事は、要綱第8の報告があった場合において、予算流用及び繰越が必要と認められるときは、必要な手続を行うものとする。

(知事の完了確認等)

第6 知事は、工事がしゅん工し、又は業務が完了し、要綱第8第1項第6号の規定により、土地改良事業等遂行状況報告書の提出があったときは、速やかに、できる限り2人以上の職員を指定して、補助事業の完了確認を行うものとする。

- 2 知事は、要綱別表第2の書類等により完了確認を行うものとする。
- 3 知事は、補助事業の完了確認を行ったときは、土地改良事業等完了確認調査書（現地調査書）（参考様式第6号）を作成し、前項の完了確認等において確認した書類の写し又は写真等を添付するものとする。
- 4 前項の土地改良事業等完了確認調査書（現地調査書）（参考様式第6号）には、補助事業の全部又は一部が業務に係るものにあっては、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる書類の写し又は写真を添付するものとする。
 - (1) 要綱別表第2(1)
要綱別表第2(1)に規定する書類等の存在がわかるよう、書類等を机上に並べ撮影した写真
 - (2) 要綱別表第2(2)及び(3)
要綱別表第2(2)及び(3)に規定する書類等の内容がわかる書類等の写し
- 5 前4項の規定は、工事又は業務の出来高確認を受けるため、要綱第8第1項第5号の規定により、土地改良事業等遂行状況報告書の提出があった場合に準用する。

（補助金の額の確定）

第7 知事は、要綱第11の実績報告書を受理し、補助事業の実施について適正と判断したときは、速やかに、土地改良事業等補助金額確定通知書（参考様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第8 知事は、要綱第12の請求があったときは、速やかに、補助事業者に支払うものとする。

（補助事業者への指示、決定の取消等）

第9 知事は、第6の完了確認を行い、又は必要な確認を行った結果、補助事業の実施について適正でないと判断したときは、補助事業者に補助事業の変更、中止又は廃止について指示を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、補助事業者が補助事業の実施に関し法令に違反したとき、又は規則第15条第1項各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、土地改良事業等補助金全部（一部）取消決定通知書（参考様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金相当額の返還命令）

第10 知事は、第9の規定により、補助事業の変更、中止若しくは廃止について指示を行った場合又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、補助金相当額を返還させるときは、土地改良事業等補助金返還命令書（参考様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定は、補助事業者から補助金相当額の返還の申出があった場合に準用する。

(予算の不執行)

第11 知事は、要綱第7の補助事業の変更、中止又は廃止の申請があった場合又は第9の指示をした場合において、予算の流用又は繰越の手段がなく、やむを得ないと認めるときは、補助事業に係る予算を不執行とする。

(消費税仕入控除税額の返還命令)

第12 知事は、要綱第13の書類が提出されたときは、内容を審査し、補助金に係る消費税仕入控除税額を返還させる必要があると認めるときは、土地改良事業等補助金返還命令書(参考様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定は、補助事業者から補助金に係る消費税仕入控除税額の返還の申出があった場合に準用する。

(返還期限延長等)

第13 知事は、要綱第14の書類の提出があったときは、内容を審査し、その結果を次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる書類により、補助事業者に通知するものとする。

(1) 要綱第14第1号

土地改良事業等補助金返還期限延長承認(不承認)通知書(参考様式第10号)

(2) 要綱第14第2号

土地改良事業等補助金返還命令取消(取消不承認)通知書(参考様式第11号)

(加算金及び延滞金免除)

第14 知事は、要綱第15の書類の提出があったときは、内容を審査し、その結果を次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる書類により、補助事業者に通知するものとする。

(1) 要綱第15第1号

土地改良事業等補助金返還命令に係る加算金納入免除(不承認)通知書(参考様式第12号)

(2) 要綱第15第2号

土地改良事業等補助金返還命令に係る延滞金免除(不承認)通知書(参考様式第13号)

(財産処分の承認)

第15 知事は、要綱第16第1項の土地改良事業等財産処分承認申請書(要綱様式第18号)が提出されたときは、農林水産省関東農政局長と協議の上、財産処分の適否について、土地改良事業等財産処分承認(不承認)通知書(参考様式第14号)により、補助事業者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成26年3月28日から施行する。ただし、改正前の第2の2の規定については、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 12 月 8 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 3 月 26 日から施行し、平成 30 年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 27 日から施行し、平成 31 年度の補助金から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 2 農整第 1254 号）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 6 月 8 日 3 農整第 282 号）

この要領は、令和 3 年 6 月 8 日から施行する。

附 則（令和 8 年 2 月 5 日 7 農整第 1063 号）

この要領は、令和 8 年 2 月 5 日から施行する。